

寒川町議会基本条例をここに公布する。

令和6年6月24日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第21号

寒川町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会（第3条—第12条）

第3章 議員（第13条—第17条）

第4章 政務活動費（第18条）

第5章 議会と町民の関係（第19条）

第6章 議会と町長等の関係（第20条）

第7章 議会事務局の体制整備（第21条）

第8章 条例の検証及び見直し（第22条）

附則

寒川町議会は、これまで直接選挙で選ばれた議員と町長とで構成された二元代表制のもとで、相互に対等で緊張ある関係を保ちつつ、身近な民主主義の実現や町民の福祉向上のため、町民の負託に応える活動を行ってきた。

近年では地方分権の時代を迎え、地方自治体の権限拡充が進展しており、寒川町議会はこれまで以上にその責務を果たすことが求められている。

特に、寒川町議会は、先人が築き上げてきた歴史、文化や多様な地域資源などの特性を重視し、町域の課題の把握とそこに暮らす町民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な討議を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的行わなければならない。

これまで積み重ねてきた取り組みを確実なものとするために、議会及び議員の使命、

役割及び責務を自覚し、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを旨とし、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会の役割を明確にするとともに、議会の機能及び議員の資質を向上し、町民の負託に応え、町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めるものであり、議会及び議員に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の目的を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会

（議会の活動原則）

第3条 議会は、町民を代表する意思決定機関として、次に掲げることを活動原則とする。

- （1） 町民の多様な意見を把握し、政策決定や町政へ適切に反映できるよう努めるとともに、合議による議決を行うこと。
- （2） 議決結果の責任を認識し、町民に説明責任を果たすこと。
- （3） 公正性及び透明性を確保するとともに、町民にわかりやすい議会運営に努めること。
- （4） 町政の監視及び評価を行うこと。
- （5） 政策立案及び政策提言に努めること。

（個人情報の保護）

第4条 議会は、個人の権利や利益が侵されることがないように、議会が保有する個人情報の保護を適正に行わなければならない。

- 2 議会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年寒川町条例第29号）で定める。

（会議の公開）

第5条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、町民の傍聴の促進を図るため、多様な情報媒体及び情報通信技術を利用し、積極的な取り組みに努めるものとする。

（議会広報の充実）

第6条 議会は、町政に係る情報を町民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、多様な情報媒体及び情報通信技術を利用し、議会の活動、審議内容等を町民に分かりやすく、かつ、速やかに伝えとともに、積極的な情報発信に努めるものとする。

（研修等の充実）

第7条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行う。

- 2 議会は、議員の政策立案能力等の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとし、議員は研修等に積極的に参加しなければならない。
- 3 議会は、他の地方公共団体、各分野の関係団体等との交流と連携を図り、先進事例等の調査研究に努めなければならない。

（専門的知見の活用）

第8条 議会は、必要と認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用）

第9条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

（議会改革の推進）

第10条 議会は、議会機能の強化及び向上を図るため、継続的に議会改革を推進するものとする。

(災害時の対応)

第11条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、議会機能を適切に維持するよう努めなければならない。

2 災害時における議会機能の適切な維持に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(主権者教育の推進)

第12条 議会は、将来のまちづくりの担い手である児童生徒に対して、主権者教育を推進するものとする。

第3章 議員

(議員の定数)

第13条 議員の定数は、寒川町議会議員定数条例（平成14年寒川町条例第13号）の定めるところによる。

2 議員の定数の改定に当たっては、町政の現状と将来展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定しなければならない。

3 議員は、議員の定数を改正するための議案を提出しようとするときは、明確な理由を付して提出するものとする。

(議員の活動原則)

第14条 議員は、町民から直接選挙で選ばれた議会の構成員としての使命を果たすため、次に掲げることを活動原則とする。

- (1) 町民意見の把握と自己研鑽に努めること。
- (2) 個別事案の解決だけでなく、町民福祉の向上を目指すこと。
- (3) 自らの議員活動について町民に対する説明責任を果たすこと。
- (4) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を行うに当たり、原則として会派を結成するものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。

3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

（議員相互間の自由討議の推進）

第16条 議員は、議会が言論の府であること及び合議の機関であることを認識し、議論が尽くされるよう、議員相互間の自由な発言を尊重しなければならない。

2 議員は、議会において自らの意見を丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾けなければならない。

3 議長及び寒川町議会委員会条例（昭和41年寒川町条例第14号）第7条第1項に掲げる委員長は、議員間の討議の結果を議会及び委員会の機関決定として町政に反映できるように、意見集約に努めるものとする。

（議員の政治倫理）

第17条 議員は、町民の代表として政治倫理を深く自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第4章 政務活動費

（政務活動費）

第18条 議員は、寒川町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年寒川町条例第2号）に基づき交付された政務活動費を適正に活用しなければならない。

第5章 議会と町民の関係

（議会と町民の関係）

第19条 議会は、議会に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会に関する情報公開に必要な事項は、寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条

例24号)に基づき、行う。

- 3 議会は、町民の多様な意見を把握し、政策決定や町政へ適切に反映できるよう努めなければならない。

第6章 議会と町長等の関係

(議会と町長等の関係)

第20条 議会は、町長等と対等で緊張ある関係を構築し、町政の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言に取り組むものとする。

第7章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行い、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第22条 議会は、この条例の施行後、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。